

まん延防止等重点措置に伴う

「時短営業要請及び酒類の提供の終日自粛要請」です。

飲食店の皆さまへの お願い



対象地域：福島市全域



**営業時間は午後8時まで
酒類の提供は終日自粛
としてください。**

※ ただし、宅配・テイクアウトサービスなどは除きます。

**【期間：令和3年8月26日（木）から
令和3年9月30日（木）まで】**

新型コロナウイルス感染再拡大防止のため、アクリル板を用いた仕切りの設置または最低1mの間隔を空けたテーブル・座席の配置など、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短協力金）

営業時間の短縮に応じていただいた飲食店等を対象に協力金の制度を設けています。（1日当たり3万円～（売上高に応じて））

[新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関するホームページ]

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/fukushima-kyoryokukin-restaurant.html>

問い合わせ窓口：いわき・郡山地区協力金コールセンター
TEL：024-521-8562（受付時間9時～17時）

福島県

令和3年9月10日